

関東支社における契約事務の集約化

NEXCO

NEXCO東日本 関東支社（埼玉県さいたま市）では、令和6年1月4日から、当支社管内の管理事務所及び工事事務所（以下「各事務所」という。）が調達する契約制限価格（税込み）が250万円以上の工事、調査等及び物品等の購買等における契約責任者の変更（事務所長⇒支社長）により、契約事務の窓口を当支社技術部（調達契約課）に集約いたします。
なお、契約締結後の監督体制は変更することなく従前どおりです。

関東支社における契約事務の集約化に伴う契約責任者の変更と契約事務窓口の支社集約

《現行》

契約責任者	所掌範囲 及び 工種・業種	契約担当部署(窓口)
支社長	【支社が所掌する範囲】 契約制限価格(税込み)が250万円以上の工事、調査、設計、役務、物品等の購買等	支社技術部(調達契約課)
事務所長	【事務所が所掌する範囲】 契約制限価格(税込み)が250万円以上の工事、調査、設計、役務、物品等の購買等	事務所(総務又は庶務課)

《令和6年1月4日以降に入札公告を行うもの》

【**対象事務所：宇都宮（管）、高崎（管）、長野（管）、千葉（工）、つくば（工）（※1）**】

契約責任者	所掌範囲 及び 工種・業種	契約担当部署(窓口)
支社長	【支社及び事務所が所掌する範囲(※2)】 契約制限価格(税込み)が250万円以上の工事、調査、設計、役務、物品等の購買等	支社技術部(調達契約課)

(※1) 上記以外の管理事務所及び工事事務所については、令和6年4月1日以降に入札公告を行うものから集約いたします。

(※2) 事務所が所掌する範囲のうち、「**施工管理業務**」及び「**物品等の購買等にかかる単価契約**」等を除く（従前どおり各事務所長が契約責任者となります）

なお、令和5年12月28日以前に各事務所が入札公告を行った案件及び各事務所長名で既に契約締結済の案件については契約責任者は変更せず、当該事務所が契約事務の窓口を継続いたします。

また、関東支社における契約手続については、NEXCO東日本コーポレートサイトの「契約規程、基準、要領等」に「**関東支社契約事務集約化に関する特別要領**」を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。
(<https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>)